



## 隆安知財ニュースレター

### 目次

隆安ニュース	-----	1
■ <a href="#">隆安創設パートナー徐家力弁護士が商標審査承認座談会に参加</a>		
■ <a href="#">隆安シニアパートナー権鮮枝弁護士が商標審査審理基準意見募集交流会に参加</a>		
■ <a href="#">隆安権鮮枝弁護士が「知的財産権民事訴訟の証拠に関する若干の規定」について講演</a>		
中国知財ニュース	-----	1
■ <a href="#">国家薬品监督管理局と国家知的財産権局が「医薬品特許紛争の早期解決メカニズムの実施弁法(試行)」を発表</a>		
■ <a href="#">国家市場監管総局等が「公平競争審査制度実施細則」を公布</a>		
■ <a href="#">国家知的財産権局が2021年上半期の知財統計データを発表</a>		
■ <a href="#">中国2021年上半期の特許商標担保融資が1000億元を超えた</a>		
隆安2020年度知的財産権10大代表判例——第5、6案	-----	2
■ <a href="#">蘇州雲白環境設備股フン有限公司 VS 蘇州泰高煙突科技有限公司等の特許権侵害事件</a>		
■ <a href="#">中国石油潤滑油有限公司 VS 北京市大興県長城高級潤滑油脂有限責任公司等の不正競争紛争事件</a>		

## 隆安ニュース

### ■ 隆安創設パートナー徐家力弁護士が商標審査承認基準座談会に参加

2021年7月8日、国家知的財産権局条法司は商標の審査承認基準に関する意見募集座談会を開いた。隆安創設パートナー徐家力弁護士は知的財産権学の代表者として座談会に参加し、未登録商標を保護する基準や条文等が設けられていない問題について意見を述べ、関連部門に適切な仕組みを整えるように促した。

<https://mp.weixin.qq.com/s/VtgcG1pe0D-kBSa5AaCDCQ>

### ■ 隆安シニアパートナー権鮮枝弁護士が商標審査審理基準意見募集交流会に参加

隆安シニアパートナー権鮮枝弁護士は INTA 法制委員会代表として国家知的財産権局条法司が主催した「商標審査審理基準（意見募集稿）意見募集交流会」に参加し、「法人又はその他の組織」、「商標代理委託書」、「補充材料及び答弁材料の審査」等条文についての修正意見を発表した。

<https://mp.weixin.qq.com/s/AEiawcLMvzHNdQb8KzUvcQ>

### ■ 隆安権鮮枝弁護士が「知的財産権民事訴訟の証拠に関する若干の規定」について講演

2021年7月30日、隆安はクライアントのリクエストに応じて第71回隆安無料オンライン講座を開催した。権鮮枝弁護士は、オンライン講座の講師として『「知的財産権民事訴訟の証拠に関する若干の規定」についての要約』をテーマに講演し、受講者の方々に好評を博した。

[https://mp.weixin.qq.com/s/AHOXjn\\_dd6Snynp0jZC-3Q](https://mp.weixin.qq.com/s/AHOXjn_dd6Snynp0jZC-3Q)

## 中国知財ニュース

### ■ 国家薬品监督管理局と国家知的財産権局が「医薬品特許紛争の早期解決メカニズムの実施弁法(試行)」を公布

医薬品専利権者の正当な権利と利益を保護し、新薬の研究を奨励し、また高水準の後発医薬品の開発を促進するため、国家医薬品监督管理局と国家知的財産権局は7月4日、「医薬品特許紛争早期解決メカニズム実施弁法（試行）」を公布した。

本弁法は、医薬品特許リンケージ制度を確立するためのもので、計16条からなり、立法の目的、特許情報の登記、登記プラットフォームの管理、登記情報の更新管理、登記特許の種類、後発薬申請人の陳述、異議申立、待機期間、分類と手続き、救済などについて規定されている。

[http://www.iprchn.com/cipnews/news\\_content.aspx?newsId=129964](http://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=129964)

### ■ 国家市場監督管理総局等が「公平競争審査制度実施細則」を公布

2021年7月8日、国家市場監督管理総局・国家発展改革委員会・財政部・商務部・司法部は、「公平競争審査制度実施細則」を公布した。

「実施細則」は全31条からなり、総則、審査メカニズムと手続き、審査基準、例外規定、第三者評価、監督と責任追及、付則の7章に分けられている。今回の改正は、政府の公平競争審査制度の徹底、公平競争審査メカニズムの健全化などの要求をめぐって、「独占禁止法」や「ビジネス環境最適化条例」、「重大行政決定手続暫定条例」などの現行の法律、法規とのつながりを強化する形で行われた。

[http://www.samr.gov.cn/xw/zj/202107/t20210708\\_332426.html](http://www.samr.gov.cn/xw/zj/202107/t20210708_332426.html)

### ■ 国家知的財産権局が2021年上半期の知財統計データを発表

2021年7月14日、国家知的財産権局の責任者は第3四半期定例記者会見で2021年上半期の知財統計データを発表した。

統計によると、6月末の時点で、中国国内で有効特許を保有する企業は27万社で、

隆安法律事務所 〒100020 北京建国門外大街21号北京国際倶楽部ビル8階

Floor 8, Beijing International Club Tower, No.21 JianGuoMenWai Street, Beijing 100020, China

Tel:0086-10-88096573 Fax:0086-10-88096923 Email:quanxz@longanlaw.com <http://www.longanlaw.com>

前年末より 2.4 万社増えた。同時に、外国の出願人による中国での知的財産権授権・登録が引き続き増加し、特許登録は前年同期比 3 割増の 5 万 4000 件、商標登録は同 7.5%増の 9 万件だった。

[http://www.iprchn.com/cipnews/news\\_content.aspx?newsId=130093](http://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=130093)

#### ■ 中国 2021 年上半期の特許商標担保融資が 1000 億元を超えた

国家知的財産権局の発表によると、中国 2021 年上半期の特許商標担保融資の総額は 1074 億元（1 元は約 17 円）に達し、前年同期に比べて 25.9%増加した。今年の 6 月までの担保融資件数は 6195 件、前年同期比 32.4%増加した。この中で、専利（特許、実用新案、意匠）担保融資は融資金額が同 32.4%増の 862 億元、融資件数が同 31.8%増の 5497 件、商標担保融資は融資金額が同 5.0%増の 212 億元、融資件数が同 37.7%増の 698 件となっている。

[http://www.gov.cn/xinwen/2021-07/15/content\\_5625034.htm](http://www.gov.cn/xinwen/2021-07/15/content_5625034.htm)

#### 隆安 2020 年度知的財産権 10 大代表判例——第 5、6 案

##### ■ 蘇州雲白環境設備股フン有限公司 VS 蘇州泰高煙突科技有限公司等の特許権侵害事件

隆安権鮮枝弁護士は、クライアントの蘇州雲白環境設備股フン有限公司（原告 X）を代理し、蘇州泰高煙突科技有限公司（被告 Y1）、吳江市宝新金属製品有限責任公司（被告 Y2）との特許権侵害事件で逆転勝訴を勝ち取った。二審裁判所（最高裁知的財産権法廷）は、被疑侵害製品の技術的特徴が係争特許権の保護範囲に入っていないと認定した一審裁判所の誤った判断を正し、両被告に権利侵害行為を停止し、権利侵害品（40 メートル煙突、50 メートル煙突）の製造に使用した図面を廃棄するよう命じた。

賠償額については、原告 X の損失、被告 Y1 の収益及び当該特許の使用許諾料を確定することが困難であるため、二審裁判所は、特許権の種類、被告 Y1 の権利侵害行為の性質（製造、販売）、係争商品の価格、生産経営規模及び情状（本件訴訟期間中、保全命令を発した裁判所の許可を得ずに、勝手に被疑侵害品を販売した）、被告 Y2 が被告 Y1 のために加工した係争侵害品の部品の価格等の要素を参酌し、被告 Y1 に対し損害賠償 100 万元及び合理的支出 12.2140 万元の支払いを命じた。

##### ■ 中国石油潤滑油有限公司 VS 北京市大興県長城高級潤滑油脂有限責任公司等の不正競争紛争事件

被告 Y1（北京市大興県長城高級潤滑油脂有限責任公司）は、原告（中国石油潤滑油有限公司）の許諾なしに、原告の商標「長城」及び著名商品名称「長城」（潤滑油）を企業字号として登録し、原告の包装、商標等の構成要素を使用して、製品を生産、販売し、市場を混乱させた。隆安は原告を代理し、被告 Y1 の行為が「不正競争法」第 6 条違反で、被告 Y1 の製品を生産する被告 Y2（山東金凱潤石化有限公司）と製品を販売する被告 Y3（仏山市嘉博潤滑油有限公司）は被告 1 の権利侵害行為を幫助する者として連帯責任を負うべきと主張し、一審裁判所に提訴した。

一審裁判所は、被告 Y1 が原告の商標「長城」及び著名商品名称「長城」（潤滑油）を企業字号として登録し、製品の包装に原告の商標及びその構成要素（上下赤色真ん中白色の潤滑油包装）を使用する行為が不正競争に該当すると判断し、被告 Y1 に企業字号の変更及び指定した新聞紙で謝罪広告を掲載するように命じ、被告 Y1、被告 Y2、被告 Y3 に権利侵害の差止及び経済的損失 56 万元の支払いを命じた。被告 Y1 は、この判決を不服とし上訴したが、二審裁判所は一審の判決を支持した。

<https://mp.weixin.qq.com/s/TT2wjLj-zL3-fu16LC9g0w>

隆安法律事務所 〒100020 北京建国門外大街 21 号北京国際倶楽部ビル 8 階

Floor 8, Beijing International Club Tower, No.21 JianGuoMenWai Street, Beijing 100020, China

Tel:0086-10-88096573 Fax:0086-10-88096923 Email:quanxz@longanlaw.com <http://www.longanlaw.com>